

夢洲天然ガス発電所建設事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

本事業は、大阪市此花区夢洲の埋立造成中の土地において総出力最大 1,000 万 kW の天然ガス発電所を新たに建設することを想定し、株式会社エコ・サポートが計画したものである。

本事業は、大規模な火力発電所を建設するものであり、その工事の実施及び施設の供用にあたっては、様々な環境負荷が広範囲に影響を及ぼす可能性があると考えられる。また、現段階において、通常、環境影響評価法の対象規模の火力発電所に係る事業では行われる地権者等の関係者との調整が未了であり、設備の諸元等も本配慮書には示されていない。さらに、事業実施想定区域及びその周辺は、人口及び産業の集中により各種環境法令により人の健康の保護及び生活環境の保全が求められる地域であり、環境の基準を達成していない地点がなおも存在する。

このような事業特性及び地域特性を踏まえれば、本配慮書は、事業に係る環境保全のために配慮すべき事項（計画段階配慮事項）を網羅しているとは言えず、また、予測調査等を行うべき事項を限定した理由自体も科学的根拠が乏しい。また、本配慮書は、本事業によって重大な環境影響を生じないと判断する最低限の検討内容を具備しておらず、内容的に不十分である。このため、本配慮書は、環境影響評価法が求める配慮書としては体を成しておらず、法の精神に則れば、計画段階の配慮事項を記載した書面として取り扱うこと自体に問題があると考えている。

このため、重大な環境影響が懸念される事項について検討を行い、具体的な事業内容を決定する際には、重大な環境影響が生じないよう配慮することが必要である。

また、本事業は、現段階において地権者等の関係者との調整が未了であり、事業の前提としている事業内容、スケジュール等は変更される可能性があり、これらの変更に伴い環境への影響と程度が予測と異なることが想定されることから、これらの事項が一定程度確定した段階で、再度、計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価を行うことが必要である。

さらに、事業者は、関係自治体の意見についても十分勘案し、環境影響評価において重要である住民関与についても十全を期すとともに、関係する行政機関及び一般からの環境の保全の見地からの意見を求める際には、それら意見に対して誠実に対応されたい。

なお、経済産業省におかれては、環境影響に対する検討が不十分な内容の配慮書が前例となることのないよう、環境影響評価制度を統括している当省ともよく連携し、事業者に対して必要な指導を協働して行うことを強く求める。